

名誉市民に

故塚越平人さん



市では、議会の同意を得て、桐生瓦斯株式会社前代表取締役会長である故塚越平人さんを桐生市名誉市民に推挙することを決めました。

塚越さんは、市民生活に必要な不可欠なエネルギーの安定供給と保安の確保、環境問題などへの対応を通じて、豊かな市民生活の実現や産業経済の活性化に大きく寄与され、桐生市の発展に多大な貢献をされました。

また、将来を担う子供の教育に熱意を持ち、桐生市教育委員会委員長や群馬県教育委員会委員長として、学校教育の充実や社会教育の推進に尽力されたほか、各種団体役員を務められながら、まちづくりや社会活動に積極的に取り組まれました。

先見の明をもって地道に実践された塚越さんの多岐にわたる取り組みは、多くの市民に希望と安心を与え、桐生市発展の大きな推進力となりました。

塚越さんは、桐生市9人目の名誉市民となります。

問い合わせは、秘書室秘書係（☎内線512）へ。

今年も 臨時福祉給付金を 支給します

対象者には8月下旬に 案内文書などを送付します



援給付の受給者

・国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の受給者
・ハンセン病療養所非入所者給与金（援護加算分）の受給者

○給付金申請用紙の配布時期

平成27年8月下旬に臨時福祉給付金の支給対象となる可能性がある人には白色の封筒で案内文書などを郵送します。個人宛に郵送しますので、16歳未満の人にも案内文書などを郵送します。

○申請書の提出方法

9月1日（火）から12月2日（水）までの間に、個人ごとの申請書に記入し、必要書類を添付の上、返信用封筒で郵送（当日消印有効）してください。市役所1階の長寿支援課及び新里・黒保根支所市民生活課でも受け付けますが、大変混雑することが予想されますので、なるべく郵送をご利用ください。

○支給の決定

申請者が支給要件に該当するか審査し、その結果を支給決定通知又は非該当通知としてお送りします。支給が決定した人には10月以降、順次支給する予定です。

なお、支給は原則として金融機関への振り込みにより行います。

平成27年度においても臨時福祉給付金を支給することになりました。申請の手続きは、お早目をお願いします。

問い合わせは、長寿支援課に設置してある臨時福祉給付金専用ダイヤル（☎451151）へ。

○支給額

1人につき6000円

○支給対象者

平成27年1月1日現在において

て、次の要件を満たした人です。

①桐生市の住民基本台帳に記載されている人

②平成27年度分の市・県民税（均等割）が課税されていない人

ただし、以下の場合は対象外です。

・平成27年度市町村民税が課税されている人に扶養されている人

・平成27年度市町村民税が課税される人の事業専従者

・生活保護制度の被保護者
・中国残留邦人等に対する支

ふるさと桐生応援寄附金に 御協力を



市では、ふるさと納税制度を活用し、「ふるさと桐生応援寄附金」の名称で寄付を募集しています。

ふるさと納税制度とは

「生まれ育ったふるさと」や「心のふるさと」として、地域を応援したいという皆さんの想いを寄付という形でふるさとに届けることができます。

平成26年度

寄付金活用状況

平成25年3月から12月までにお寄せいただいた寄付金は、次のとおり活用させていただきました。

- ▼市立保育園の運営／8万円
- ▼一人暮らし高齢者支援／20万円
- ▼障害者（児）支援／85万円
- ▼文化祭などの開催／6万円
- ▼「自然観察の森」の管理・運営／54万円
- ▼重伝建地区の整備／202万1500円
- ▼黒保根地域の道路整備／1万円

る制度です。この制度で地方公共団体に寄付をしていただいた場合に、確定申告をすることで、お住まいの市町村に納める住民税などの控除が受けられます。

ふるさと納税制度の拡充

平成27年度の税制改正により、ふるさと納税制度が次のとおり拡充されました。

①ふるさと納税枠の拡充

ふるさと納税を行った際に2000円を除く全額が住民税などから控除される寄付の上限額（ふるさと納税枠）が制度改正前の約2倍に拡充されました。※ふるさと納税枠は、収入や控除の在り方により、個人ごとに異なります。

②手続きの簡素化（ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設）

寄付先の団体にワンストップ特例の申請を行うことで、確定申告をしなくてもふるさと納税に係る寄付金控除が受けられるようになりました。

ただし、自営業者又は給与所得者でも医療費控除などで

確定申告を行う人や、6団体以上の地方公共団体に寄付を行った場合は特例制度対象外となります。

ふるさと桐生応援寄附金に御協力を

平成26年度は、「ふるさと桐生応援寄附金」に57件、844万5501円の寄付をお寄せいただき、桐生市を御支援していただきました。

皆さんからの寄付金は、自然保護やまちづくり、子育て支援など、寄付申し出時の希望に沿う取り組みに活用させていただきます。

また、寄付をしていただいた皆さんには記念品としてキノピーグッズをお送りします。

寄付の方法は、市役所3階の企画課へお申し出いただいたくか、市ホームページにも掲載しています。

市外にお住まいの御家族や御親戚、御友人、お知り合いの人にも是非「ふるさと桐生応援寄附金」を御紹介ください。問い合わせは、企画課企画係（☎内線524）へ。

情報公開制度と 個人情報保護 — 昨年度の状況 —

情報公開制度は、請求に基づき、市が保有している情報（公文書）を公開するものです。

昨年度は、167件の公開請求があり、その内、文書が存在しなかったなどの21件を除き、143件を公開し、3件を非公開としました。

個人情報保護制度は、市が保有する個人情報について、本人の請求に応じて開示・訂正などを行い、個人のプライバシーを守るためのものです。

昨年度までに、市では個人情報にかかわる事務を474件登録し、昨年度の開示請求は20件でした。

問い合わせは、情報政策課情報発信係（☎内線507）へ。

国民健康保険

限度額適用認定証の 更新手続きを

入院又は高額な外来診療費や食事代が月単位で一定の限度額になる「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額適用認定証」の有効期限は、毎年7月31日までです。

70歳以上の人は、住民税非課税世帯の人が対象です。認定証の申請は、該当者の被保険者証と世帯主の印を持参の上、市役所1階の医療保険課又は新里支所市民生活課、黒保根支所市民生活課で行ってください。

8月以降、継続して認定証が必要な人は、8月中に認定証交付の申請をしてください。

問い合わせは、医療保険課 国保係（☎内線254）へ。

